

盛岡市公民館条例及び盛岡市体育館条例の一部改正等について

平成17年2月18日

教育委員会事務局

1 盛岡市公民館条例及び盛岡市体育館条例の一部改正について

(1) 改正の趣旨

盛岡市西部公民館及び盛岡体育館のトレーニングルームの使用料について、利用者の要望に応えるとともに利用増を図るために回数券を導入しようとするものである。

(2) 改正の内容

- ① 新たに西部公民館のトレーニングルーム使用に回数券を設ける。
  - ア 一般 6回につき1,500円(1回300円)
  - イ 高等学校生徒 6回につき1,000円(1回200円)
- ② 新たに盛岡体育館のトレーニングルーム使用に回数券を設ける。
  - ア 一般 6回につき2,000円(1回400円)
  - イ 高等学校生徒 6回につき1,500円(1回300円)
  - ウ 中学校生徒及び小学校児童 6回につき1,000円(1回200円)

(3) 施行期日 平成17年4月1日

## 2 盛岡市博物館等共通使用料条例の制定について

- (1) 制定の趣旨  
複数の博物館等を使用した場合の共通使用料を導入し、使用者に対して利便性を向上させ、博物館等の利用の促進を図る。

- (2) 対象施設  
中央公民館郷土資料展示室、原敬記念館、子ども科学館、先人記念館、盛岡てがみ館、遺跡の学び館以上6館

- (3) 共通使用料

区分	共通使用料（1人1回につき）
2館を使用する場合	350円
4館を使用する場合	650円

- (4) 施行期日  
平成17年4月1日